

平成 26 年 1 月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要となります。

※収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

記帳の仕方についてのご相談は徳山税務署までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 徳山税務署 【電話】(0834) 21-1010
(音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください。)

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp>)

(「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。)

国税庁

で

検索